

(仮称)真岡市複合交流拠点施設整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答について 令和2年10月28日

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答	
	○	1	実施方針	1	18	第1	1	(4)				本施設は、将来何十年に渡り、中心市街地におけるにぎわいの創出や、活性化の核となる施設であることが期待されると理解している。民間事業者がその期待に沿うために事業目的の部分等には、総合計画の将来像としている「JUMP UP もおか〜だれもが”わくわく”するまち〜」を実現するきっかけとなるような施設を期待していることが明記されていると、民間事業者の提案意欲や、提案のヒントになると考えるので、そういった文言を事業目的などの部分に明記していただくことを希望する。	ご意見として承ります。
	○	2	実施方針	2	19	第1	1	(6)	①	イ	b	民間施設（商業機能（カフェ））の規模に上限はありますか。	現時点で上限は想定しておりません。
	○	3	実施方針	2	24	第1	1	(6)	②			「特定事業者は地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として、本施設の維持管理及び運営業務を実施する。」と記載がございますが、指定管理協定にて維持管理企業と運営企業のいずれかの代表者を指定管理者として指定するとの認識で宜しいでしょうか。	維持管理企業及び運営企業のJV（共同企業体）を指定管理者として指定します。
	○	4	実施方針	2	27	第1	1	(6)	③			本事業の業務の範囲が示されておりますが、設計施工一括契約と指定管理協定との範囲区分は以下の認識で宜しいでしょうか。 設計施工一括契約：ア 設計、建設業務 指定管理協定：イ 総括管理業務、ウ 維持管理業務、エ 運営業務	ご理解のとおりです。
	○	5	実施方針	3	20	第1	1	(6)	③		ウ	ウ維持管理業務の末尾に「本施設の光熱水費は、市が負担する。」との記載がございますが、維持管理業務だけでなく、イ総括管理業務、エ運営業務に関する光熱水費についても市のご負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、カフェの運営にかかる光熱水費については事業者の負担を想定していません。詳細は募集要項等公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答
○		6	実施方針	4	1	第1	1	(6)	④		市が期待する民間施設について、カフェの他は青少年の健全育成に影響を及ぼさないものを除くと思いますが、青少年の健全育成に影響を及ぼす民間施設の定義をご教示願います。	民間施設の定義はありません。ただし、栃木県青少年健全育成条例により、わいせつ行為にかかるもの、犯罪、自殺を誘引するもの、公序良俗に反することを助長をしないようにしてください。
○		7	実施方針	4	13	第1	1	(6)	⑤		「特定事業者は、開館12ヶ月前までに本施設に関する使用規則(案)を作成し、市の確認を受けてこれを定める。」との記載がございますが、開館12ヶ月前までに使用規則(案)を作成するのか、それとも、開館12ヶ月前までに市の確認を終えて、使用規則を定めるのか、ご教示ください。	開館12ヶ月前までに使用規則(案)を作成してください。
○		8	実施方針	4	25	第1	1	(6)	⑥	b	事業期間に関して、本施設の引き渡しは開館準備期間の最終日となる令和6年9月30日という理解でよろしいでしょうか。	引渡日を令和6年6月30日とします。
○		9	実施方針	5	2	第1	1	(7)	①	ア	設計、工事監理、建設、開業準備は建設期間中に出来高払いはありますでしょうか	出来高払いを想定しています。
	○	10	実施方針	5	8	第1	1	(7)	①	ア	開館準備業務は、運業者の業務範囲(什器・備品等の調達業務、図書の調達搬入業務)の大きいことから、業務を再委託、または運營業務に明記するなどを希望する。	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		11	実施方針	5	9	第1	1	(7)	①	ア	「市は、本施設の設計、建設、開館準備(略)に関する業務に係る対価を、市が行う本施設の工事的検査合格の確認及び特定事業者の開館準備業務報告書を確認した後に、契約においてあらかじめ定める額を支払う。」と記載がございますが、工事の検査合格の確認後、かつ、開館準備業務報告書の確認後、一括で支払われるとの認識で宜しいでしょうか。 (地方自治体が国から補助金を受ける場合、年度の出来高に応じて自治体が補助金を原資に支払いを行う案件が多いため確認をしております。)	出来高払いを想定しています。
	○	12	実施方針	5	9	第1	1	(7)	①	ア	設計の業務については、業務に係る費用の大部分が人件費であるため、出来高に応じ施設整備期間中にお支払いいただきたく要望いたします。	出来高払いを想定しています。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答
	○	13	実施方針	5	19	第1	1	(7)	①	エ	本施設の運営に関する業務に係る対価を、1年または最低5年で再度協議することを明記することを希望する。	詳細は募集要項等公表時に示します。
	○	14	実施方針	6	1	第1	1	(7)	②		子育て支援機能における子ども広場については、利用者数が一定数を上回った場合の指定管理者へのインセンティブの付与の想定ではありますが、想定しているインセンティブの内容をご開示願います。	詳細は募集要項等公表時に示します。
	○	15	実施方針	6	2	第1	1	(7)	②		料金徴収代行の対象は、図書館施設のみという理解で宜しいでしょうか。	本施設における料金徴収を伴う業務全てを対象とします。
	○	16	実施方針	6	4	第1	1	(7)	②		「子育て支援機能における子ども広場については、利用者数が一定数を上回った場合の指定管理者（特定事業者）へのインセンティブの付与を想定している」とありますが、一定数の基準値はございますでしょうか。	No. 14をご参照ください。
	○	17	実施方針	6	8	第1	1	(7)	③		「主催事業からの収入」との記載がございますが、本実施方針3頁エの運営事業のdの実施業務のうち的主催事業からの収入との理解で宜しいでしょうか。	原則、ご理解のとおりです。
	○	18	実施方針	6	11	第1	1	(7)	④		「自主事業からの収入」との記載がございますが、本実施方針3頁エの運営事業のdの実施業務のうち自主事業からの収入との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	19	実施方針	6	11	第1	1	(7)	④		「自主事業からの収入」との記載がございますが、本実施方針3頁エの運営事業のeのカフェ機能運営業務からの収入は含まないとの認識で宜しいでしょうか。その場合、カフェ機能の運営収入は誰の収入とするのかご教示ください。	カフェの運営は独立採算で行うため、自主事業からの収入となります。詳細は募集要項等公表時に示します。
	○	20	実施方針	6	15	第1	1	(8)			本事業実施のスケジュールにおいて、施設の引渡し時期はいつを想定されているかご教示ください。	No. 8をご参照ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目				意見・質問内容	回答
○		21	実施方針	6	15	第1	1	(8)		設計・建設期間は什器備品設置を含めた期間との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		22	実施方針	6	18	第1	1	(8)	③	開館準備期間令和6年7月～9月とあるが、この期間、機械警備は運用実施となりますか。また、実施の場合は市と特定事業者のどちらの運用になりますか。	特定事業者の運用による機械警備の実施が必要となります。
	○	23	実施方針	6	18	第1	1	(8)	③	開館準備期間は、運営事業者の準備期間の最低10ヶ月を明記することを希望する。	ご意見として承ります。
○		24	実施方針	7	3	第1	2	(1)		選定方法において「市の財政負担の縮減を期待」とありますが、縮減提案の参考資料として市の既存施設(特に図書館、福祉施設等)の運営費、維持管理費を教えてください。	真岡市立図書館と二宮図書館は、指定管理者で運営しております。指定管理料として、真岡市立図書館と二宮図書館を合わせて約8,800万円です。なお、指定管理料には、システムの保守等の点検費用や清掃等の維持管理費も含まれております。  また子育て支援センターは、直営で運営しているため、公表できる資料はありません。
○		25	実施方針	8	23	第2	2	(1)	⑬	「特定事業契約の締結・指定管理者の指定」とございますが、特定事業契約の締結と合わせて、指定管理者の指定もこのタイミングで行うとの認識で宜しいでしょうか。(利用料金等の定める施設の条例の制定時に指定管理者を指定することが多いため確認しております。)	ご理解のとおりです。
	○	26	実施方針	10	8	第2	2	(2)	①	代表企業は「応募手続きを行う企業」との記載がございますが、建設会社が代表企業として設計・建設期間終了後15年間の運営・維持管理期間も事業責任を引きずられると事業参画が難しいです。設計・建設業務が竣工引渡により完了した時点で、維持管理・運営の代表企業へ業務を引き継ぐ形態にしたい。	募集要項における「代表企業」は、募集手続上の代表者であり、本事業における全ての期間にわたって責任を負う者ではございません。現段階では、各業務については、原則、当該業務を行う共同企業体の責任において実施して頂くことを想定していますが、詳細は募集要項時に公表する「特定事業契約(案)」をご確認ください。
○		27	実施方針	10	8	第2	2	(2)	①	構成企業について、建設企業の下請け業者である外構業者や設備業者は構成企業となるのでしょうか。	業務を実施する元請け建設企業としてであれば、構成企業ですが、下請け企業は構成企業となりません。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答
○		28	実施方針	10	13	第2	2	(2)	①	イ	「代表企業及び構成企業が分担業務に関して市及び第三者に与えた損害は当該構成企業がこれを負担すること。」との記載がございますが、損害を発生させた分担業務を担当した企業が負担するとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項等公表時に示します。
○		29	実施方針	10	17	第2	2	(2)	②	ア	「応募者は、次に掲げる企業で構成するものとし、市が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない。」との記載がございますが、統括管理業務を行う企業は、c維持管理企業なのか、d運営企業なのか、またはどちらでも可なのか、ご教示ください。	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		30	実施方針	11	21	第2	2	(2)	③	ア h	選定委員会の委員及び構成をご教示ください。	外部委員と行政職員で構成を想定しています。詳細は募集要項等公表時に示します。
○		31	実施方針	11	27	第2	2	(2)	③	イ	設計業務、工事監理業務を行う企業の要件記載がございますが、設計共同企業体での参画を希望する場合、参加企業全社が資格要件を満たしていないといけないのでしょうか。	設計JVの代表の企業が資格要件を満たしていればよいものとします。
○		32	実施方針	11	27	第2	2	(2)	③	イ	応募者の参加資格要件について、令和元・2年度真岡市競争入札参加資格者名簿に登録があることと記載がございますが、設計共同企業体のような複数企業の場合、全ての企業の登録が必要でしょうか。	No.31をご参照ください。
○		33	実施方針	11	27	第2	2	(2)	③	イウ	「C. 提案内容と同等規模以上の図書館の設計実績があること。」及び「d. 提案内容と同等規模以上の図書館の施工実績があること。」とございますが、公共施設、民間施設（私立大学の図書館等）の発注形態を問わないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。公共、民間を問わないものとします。
○		34	実施方針	11	27	第2	2	(2)	③	イウ	「C. 提案内容と同等規模以上の図書館の設計実績があること。」及び「d. 提案内容と同等規模以上の図書館の施工実績があること。」とございますが、「同規模」とは図書館機能の約3,000m2程度という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						意見・質問内容	回答
○		35	実施方針	12	10	第2	2	(2)	③	ア	c	優先交渉権選定・公表日までにとあるが、公表日以降に指名停止の措置を受けた場合も欠格事由となるのか。	詳細は募集要項等公表時に示します。
○	○	36	実施方針	12	10	第2	2	(2)	③	エ	b	維持管理業務を行う企業の参加資格要件に関し、提案内容と同等規模以上の図書館の維持管理業務実績があることと記載がありますが、維持管理企業の参加要件としては、図書館規模を限定するのではなく、維持管理企業のうち1社は6,000㎡以上の公共施設管理経験を有するとしていただけますようお願いいたします。	維持管理企業のうち1社が6,000㎡以上の公共施設管理経験を有するものとします。
○		37	実施方針	12	10	第2	2	(2)	③	エ	b	維持管理業務を行う企業の参加要件で、提案内容と同規模以上の図書館の維持管理業務実績があることとありますが、複数企業で行う場合は、当該業務を行ういずれかの企業が条件を満たしていれば、良いのでしょうか。	維持管理については、当該業務を行ういずれかの企業が資格要件を満たしていればよいものとします。
○		38	実施方針	12	10	第2	2	(2)	③	エ	b	維持管理業務を複数の者で分担する場合、bで求められている「実績」は、業務を分担する者の中の1社が有すれば参加資格を充足するとの認識でよろしいのでしょうか。	No. 37をご参照ください。
○		39	実施方針	12	22	第2	2	(3)	②			予定価格は公表される認識で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。予定価格は、提案上限価格として公表しますので、詳細は募集要項等公表時に示します。
○		40	実施方針	16	11	第6	1	(3)				市に生じた損害とは、実損なのか等、損害の範囲をご教示ください。	実損に限りません。損害の範囲については、具体的事情を勘案し、協議のうえ決定するものとします。
○		41	実施方針	16	11	第6	3					特定事業契約を解約の場合、これによる損害賠償についてご教示ください。	詳細は募集要項と併せて公表予定の「特定事業契約(案)」に示します。
○		42	実施方針	16	11	第6	1	(3)				特定事業者の責に帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合の損害賠償額の設定方法をご開示願います。	詳細は募集要項と併せて公表予定の「特定事業契約(案)」に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目				意見・質問内容	回答
○		43	実施方針	16	11	第6	1	(3)		特定事業者の責めに帰すべき事由により市が特定事業契約を解約した場合の損害賠償債務は、特定事業者の連帯債務ではなく、解約原因事由に該当した企業が債務負担者となるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は募集要項と併せて公表予定の「特定事業契約（案）」、「基本協定書（案）」に示します。
○		44	実施方針	19	7	別紙	1			基本契約の契約当事者（押印者）をご教示ください。 （市と代表企業なのか、市とグループの全企業なのかご教示ください。）	基本契約の契約当事者（押印者）は、市とグループ構成全企業となります。
○		45	実施方針	19	8	別紙	1			設計施工一括契約の契約当事者（押印者）をご教示ください。 （市と設計企業及び建設企業の代表1社なのか、市と設計企業及び建設企業のJVなのか、市と設計企業及び建設企業の全企業なのかご教示ください。）	設計施工一括契約の契約当事者（押印者）は、設計企業と建設企業にて構成する乙型共同企業体（JV）です。
	○	46	実施方針	19	8	別紙	1			設計施工一括契約となっておりますが、業務区分毎の責任の明確化とその責任区分に基づく相互管理により、要求水準の未達を効果的に防止することが期待できるため、一括契約ではなく、設計企業及び建設企業を分けた契約としていただくことを希望いたします。	設計企業及び建設企業がそれぞれ行う業務について契約を分けることは想定しておらず、設計施工一括契約とします。 なお、契約締結者についてはNo. 45をご参照下さい。
○		47	実施方針	19	8	別紙	1			設計施工一括契約に基づく施設整備費等の支払いは、設計企業及び建設企業の代表1社に行うのか、設計企業及び建設企業のそれぞれに行うのかご教示ください。（事務手続に掛かる費用が変わるため確認しております。）	設計施工一括契約に基づく施設整備費等の支払いは、当該契約の締結主体である共同企業体の名称を冠した代表者名義の口座への支払いを予定しています。
○		48	実施方針	19	9	別紙	1			設計施工一括契約とは、設計・建設企業のJVではなく、設計・建設企業の連名で締結する包括契約という理解で宜しいでしょうか。	No. 45をご参照ください。
○		49	実施方針	19	10	別紙	1			指定管理協定は維持管理・運営企業との包括契約でしょうか。	維持管理企業及び運営企業のJVによる一括での協定締結を想定しています。
○		50	実施方針	19	10	別紙	1			貴市とのカフェ機能運營業務の契約形態はどのようになりますでしょうか	詳細は募集要項等公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目				意見・質問内容	回答
○		51	実施方針	21		別紙 3				別紙-3リスク分担案の表のうちリスク分担・特定事業者（リスク負担者）とは、特定事業者全体ではなく、各々の設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業のうち、リスク項目、リスクの内容に該当する企業が負担者となり特定事業者の連帯債務を意味するものではないと理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項と併せて公表予定の「基本協定書（案）」、「特定事業契約（案）」に示します。
	○	52	実施方針	21		別紙 3				特定事業者と定義される設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業の業務は、その実施時期または内容が異なるため、その連携については協力義務とし、各自の業務については自己の責任で履行する義務を負い、自己以外の担当業務及び担当業務の結果については連帯債務を負わない契約（基本協定・基本契約）としていただくことを希望します。	詳細は募集要項と併せて公表予定の「基本協定書（案）」、「特定事業契約（案）」に示します。
	○	53	実施方針	21	20	別紙 3				リスク分担案の共通として、本事業の中止・延期に関するリスクにつき、「別紙-3 No.9」で「事業者の責めに帰すべき事由によるもの（事業者の事業放棄、破たんによるもの等）」は特定事業者になっておりますが、設計・建設段階と維持管理・運営段階では当該リスクをコントロールできる主体が特定事業者内において異なると存じ、共通区分ではなく、設計・建設段階と維持管理・運営段階に分けて負担するよう希望いたします。	詳細は募集要項と併せて公表予定の「基本協定書（案）」、「特定事業契約（案）」に示します。
	○	54	実施方針	21	20	別紙 3				リスク分担案の共通として、本事業の中止・延期に関するリスクにつき、「別紙-3 No.9」で「事業者の責めに帰すべき事由によるもの（事業者の事業放棄、破たんによるもの等）」は特定事業者になっておりますが、設計・建設段階と維持管理・運営段階ではコントロールできるリスクが異なるとともに、業務規模が異なり、負担できる金額も異なるため、適切な区分及び負担とするよう希望いたします。	詳細は募集要項と併せて公表予定の「基本協定書（案）」、「特定事業契約（案）」に示します。
○		55	実施方針	21	22	別紙 3				リスク分担案の共通として、本事業の中止・延期に関するリスクにつき、「別紙-3 No.10」で「国及び県の責めに帰すべき事由によるもの」との記載がございますが、国及び県が事業を中止又は延期する可能性がある（中止又は延期する権限を有している）との認識で宜しいでしょうか。	現時点で国または県が事業を中止又は延期する可能性は認識していません。



質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目				意見・質問内容	回答	
○		56	実施方針	21	41	別紙 3					リスク分担案の設計・建設段階において、設計変更リスクにつき、「別紙-3No.21」で「国や県との調整による設計変更等」との記載がございますが、国及び県が設計変更等を行う可能性がある（国及び県が設計変更等を行う権限を有している）との認識で宜しいでしょうか。	現時点で国または県が設計変更を行う可能性は認識していません。
○		57	実施方針	21		別紙 3	3及 び4				『本事業にのみ影響を及ぼす法令（税制含む）の新設・変更によるもの』は、市のリスクとの表記があります。この箇所での『のみ』の記載は、例えば、消費税等の税制変更があり、本事業以外の国内全ての税制が変わった場合、本事業以外でも影響があったと解釈される場合も考えられます。事業者の理解として、本事業に影響を及ぼす法令（税制含む）の新設・変更によるものは、市のリスクと理解してよろしいでしょうか。	本事業に直接的な影響を及ぼす「法令」の新設や変更によるもの（建築基準法の改正など）は、市のリスクであり、それ以外の場合は民間事業者の負担とする意図です。 また「税制」に関しては、法人税率等の民間事業者の利益に課される税制度の新設・変更は民間事業者のリスクとし、消費税及び地方消費税の税率変更は市のリスクとご理解ください。
○		58	実施方針	21		別紙 3					消費税率変更のリスクは、貴市との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		59	実施方針	21		別紙 3	11				不可抗力リスクについて、天災・暴動等とあるが、具体的な事例事象についてご教示ください。	事象を限定する主旨ではありませんので、具体的な事象はお示しできません。
○		60	実施方針	22		別紙 3					別紙-3リスク分担案 No.34 性能リスク 維持管理・運営段階のNo.34の性能リスクに施工不良を含むとありますが、この施工不良とは、維持管理・運営期間で、施工した範囲の事象を示している理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		61	実施方針	22		別紙 3					別紙-3リスク分担案 No.38、No.39 施設の損傷リスク 事業者が善管注意義務を果たしていても帰責者を特定できない第三者による施設の損傷は市のリスク分担でしょうか。	詳細は募集要項と併せて公表予定の「特定事業契約（案）」に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答
○		62	実施方針	22		別紙 3					別紙-3リスク分担案 No.40、No.41 什器備品等の損傷リスク 事業者が善管注意義務を果たしていても帰責者を特定できない第三者による什器備品等の損傷は市のリスク分担でしょうか。	詳細は募集要項と併せて公表予定の「特定事業契約(案)」に示します。
○		63	実施方針	22		別紙 3	44				セキュリティリスク警備契約の範囲を超えるリスクは、市でよろしいか。	実施方針22頁※3に記載してる市職員の施錠忘れ、鍵の紛失による不法侵入等に伴う被害のリスクについては、市の負担とします。
○		64	要求水準書(案)	1	7	第1	1				改めて確認をいたします。要求するサービス水準とあるが、要求水準書は一定の標準ということであり、満たすべき基準ということではないという理解でよいか。	要求水準書には、満たすべき最低限の基準を記載しているため、標準ではなく必須の水準となります。
○		65	要求水準書(案)	3	1	第1	4				表1の本事業の対象業務、維持管理業務に駐車場保守点検がございますが、対象駐車場は当該施設の駐車場の他、複合交流拠点施設専用駐車場及び真岡市役所新庁舎街歩き駐車場は含まれるのでしょうか。	複合交流拠点施設専用駐車場及び真岡市役所新庁舎まちあるき駐車場は対象業務に含みません。
○		66	要求水準書(案)	4	1	第1	4				表1の本事業の対象業務には駐車場の運營業務の記載がございません。市は駐車場を有料化するような計画がございますでしょうか。	現時点で駐車場を有料化する計画はありません。
○		67	要求水準書(案)	6	5	第1	6	(3)			「6適用法令等(3)適用基準等」に「その他官庁管轄、建築学会等の技術基準」とあります。適用対象が不明確のため、具体的に教えてください。	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		68	要求水準書(案)	6	19	第1	7				維持管理・運営期間につき、令和6年10月～令和21年3月(15年6か月)との記載がございますが、令和6年10月～令和21年3月は14年6か月となります。14年6か月(令和21年3月まで)と15年6か月(令和22年3月まで)のどちらが正なのかご教示ください。	維持管理・運営期間は、15年6か月(令和22年3月まで)が正です。
○		69	要求水準書(案)	7	4	第1	8	(5)			地域経済への配慮に関して、地元企業とは真岡市内に本社のある企業としていただけますようお願いいたします。	詳細は募集要項等公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目				意見・質問内容	回答
○		70	要求水準書 (案)	8	1	第1	9	(1)		複合交流拠点専用駐車場及び真岡市役所新庁舎まちあるき駐車場は事業対象地とされておりますが、設計・建設業務の対象は複合交流拠点施設の建設敷地とするとあります。維持管理・運営業務では、対象の制限がございません。複合交流拠点施設の建設敷地以外の駐車場も維持管理・運営の対象の認識でしょうか。	No. 65を参照ください。
○		71	要求水準書 (案)	8	1	第1	9	(1)		事業対象地の概要で、複合交流拠点専用駐車場及び真岡市役所新庁舎まちあるき駐車場については、基本的に無料開放型の駐車場との認識で問題ございませんでしょうか	No. 66を参照ください。
○		72	要求水準書 (案)	8	8	第1	9	(1)		「複合交流拠点施設専用駐車場及び真岡市役所新庁舎まちあるき駐車場については、本事業における運営業務においてイベント等を実施する際に利用可能とする。」との記載がございますが、利用する場合のみ、運営業務の対象地に含まれ、利用しない場合は、運営業務の対象地に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		73	要求水準書 (案)	8	8	第1	9	(1)		「複合交流拠点施設専用駐車場及び真岡市役所新庁舎まちあるき駐車場については、本事業における運営業務においてイベント等を実施する際に利用可能とする。」との記載がございますが、維持管理業務の対象地ではないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 65を参照ください。
○		74	要求水準書 (案)	8	9	第1	9	(1)		新庁舎東側駐車場170台程度のうち100台程度についても複合交流拠点利用者の利用を可能とするとの記載ですが、市が整備する駐車場に、利用可能箇所を明確に表示もしくは分割する等の対応されるのでしょうか。ご教示願います。	利用可能箇所の明確な表示等は想定しておりません。
○		75	要求水準書 (案)	10	19	第1	9	(3)	ア	各機能ごとでの施設整備費は基本計画想定事業費内訳として設定がされていますか。	施設整備内訳は公表しません。
○		76	要求水準書 (案)	10	33	第1	9	(3)		本施設の面積は、各諸室において上記面積以上を確保すること。とございますが、表7施設内容に記載されている各室の規模（面積）を下回る提案は不可ということでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答
	○	77	要求水準書 (案)	10	33	第1	9	(3)	ア		「本施設の面積は、各諸室において上記面積以上を確保すること」とあるが、こちらは民間事業者の提案の余地が少なくなるので「本施設の各諸室における面積の最終決定は事業者と協議の上、決定する」などの文言の記載を希望する。	現状のままとします。
	○	78	要求水準書 (案)	11	1	第1	9	(3)	イ		開館時間・休館日は、民間事業者の能力を最大に発揮させる時間・開館日があることから「本施設の開館時間・休館日の最終決定は事業者と協議の上、決定する」などの文言の記載を希望する。	現状のままとします。
	○	79	要求水準書 (案)	13	24	第2	1	(1)	ウ		施設整備における防災要件について、屋上への避難動線を確保するのみで要求水準を満たすととれますが、この理解で十分でしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	80	要求水準書 (案)	14	15	第2	1	(2)	ア		「屋外テラスを設け・・・」に関して、直接対話において「できれば貸出処理をしない資料をテラスで閲覧できるようにしたい」と回答をいただいておりますが、「カフェから出入り可能なテラスの設置（要求水準書（案）41ページに記述）」、盗難が多い「DVD・CDも開架する（要求水準書（案）27ページに記述）」等を考慮すると盗難リスクが大きいと考えられ、少なくともカフェを1階に設置する場合はテラス併設は避け、2階へのテラス設置を考えて計画してよろしいでしょうか。	適切な運用を前提とした上で、設置階については事業者の提案によるものとします。
	○	81	要求水準書 (案)	19	7	第2	1	(2)	ウ	(イ) ⑩	防犯カメラの設置予定はありますか。場所や設置台数の指定はありますか。	詳細は募集要項等公表時に示します。
	○	82	要求水準書 (案)	19	9	第2	1	(2)	ウ		機械警備の警戒エリアや警戒レベルについてご教示願います。また、出入館においては個人個人とあるが、どのレベルまでの管理を想定していますか。	詳細は募集要項等公表時に示します。
	○	83	要求水準書 (案)	19	13	第2	1	(2)	エ		駐車場出入口にゲート等による入出管理システムの設置予定はありますか。	駐車場の出入口ゲートの設置は想定していません。
	○	84	要求水準書 (案)	20	2	第2	1	(2)	エ	(カ)	案内・サインについて「懸垂幕用設備・サインポール」の利用方法を教えてください。	想定している利用方法はありませので、「懸垂幕設備、サインポール」の文言を削除します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答	
○		85	要求水準書 (案)	20	28	第2	1	(2)	カ		広場にはイベント時以外の日常的な市民交流、利用促進を促す機能が必要と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。	
		86	要求水準書 (案)	21	1	第2	1	(3)			諸室の整備水準は、「※諸室に関しては、目安であり必須であることを示すものではない」というような文言の記載を希望する	No. 64をご参照ください。	
○		87	要求水準書 (案)	21	1	第2	1	(3)	ア	①	1	①諸室部分のエントランスホールの仕様に出入口には十分な性能を有する風除室を設置するとあるが、業務用出入口にも風除室は必要でしょうか。	運用上支障がなければ不要と考えますが、提案によるものとします。
○		88	要求水準書 (案)	21	1	第2	1	(3)	ア	①	1	①諸室部分のエントランスホールの仕様に総合案内カウンターを設置すると記載があるが、運用として案内者の設置が必要でしょうか。	案内者の常駐は不要と考えています。
○		89	要求水準書 (案)	21	7	第2	1	(3)	ア	①	1	「エントランスホール」諸室仕様欄に、「施設利用者の出入口(業務用出入口以外の出入口)を2箇所設けること。2箇所のうち1箇所はエントランスホールから離れた位置とする。」とあります。エントランスホールから離れた位置に設ける出入口に関する利用目的、出入口設置場所における他機能との関係性(近接・隣接)について指定があれば教えてください。	敷地の形状や建物の形状を考慮し、1箇所からの出入口だけでなく、エントランスホールから離れた位置に出入口を設けることで、利用者の利便性が高まるものと考えています。なお、他機能との関係性(近接・隣接)については、指定はありません。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目						意見・質問内容	回答
○		90	要求水準書 (案)	25	9	第2	1	(3)	イ	①	1	「一般開架」の諸室仕様に「什器及び書架は目線の高さまでとすること」と「一般書架は書架高1800mm以下、壁付書架は書架高2100mm以下」の記載があります。両方を鑑み「書架は、出来る限り視線が通る高さや配置等の配慮を図り、一般書架は書架高1800mm以下、壁付書架は書架高2100mm以下」としてよろしいですか。	原則、記載のとおりとし、詳細は募集要項等公表時に示します。
○		91	要求水準書 (案)	25	26	第2	1	(3)	イ	①	1	「床の仕様は耐水性、耐汚染性に配慮」とありますが、その範囲は「閲覧席スペース」や「主たる動線部分」等に限定してもよろしいでしょうか。	施設内は飲物の持ち込みを可能とするため、原則、限定しませんが、詳細は募集要項等公表時に示します。
○		92	要求水準書 (案)	25	41	第2	1	(3)	イ	①	1	「予約受取コーナー」の書架はICアンテナ付き書架をお考えでしょうか。	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		93	要求水準書 (案)	25	41	第2	1	(3)	イ	①	1	予約受取コーナーについて、何冊以上等の冊数条件はありますでしょうか。	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		94	要求水準書 (案)	25	48	第2	1	(3)	イ	①	1	「一般開架」設備の要件の「照明は机上面750lx以上を確保する。」は、長時間利用を想定するカウンター等のデスク部を示し、開架書架/通路やリラックス演出が必要なエリア等は別途、適切な照度を確保することによろしいですか。	ご理解のとおりです。
○		95	要求水準書 (案)	26	31	第2	1	(3)	イ	①	2	雑誌用書架について、何誌以上等の冊数条件はありますでしょうか。 (要求水準P.66より50誌以上で良いか)	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		96	要求水準書 (案)	26	32	第2	1	(3)	イ	①	2	新聞用書架について、何紙以上等の冊数条件はありますでしょうか。 (要求水準P.66より6紙以上で良いか)	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		97	要求水準書 (案)	27	8	第2	1	(3)	イ	①	3	郷土資料コーナーについて、何冊以上等の冊数条件はありますでしょうか。	現図書館における令和元年度末時点での郷土資料は、14,457冊あります。 郷土資料コーナーの冊数条件については、現図書館と同程度又はそれ以上とします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目						意見・質問内容	回答
○		98	要求水準書 (案)	27	25	第2	1	(3)	イ	①	4	視聴覚コーナーの利用者12人のブースは、全て1人用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、親子などで一緒に閲覧する場合には、2席分のスペースを使えるようにすることを想定しています。詳細は募集要項等公表時に示します。
○		99	要求水準書 (案)	27	37	第2	1	(3)	イ	①	4	視聴覚コーナーについて、何タイトル以上等のタイトル数条件はありますでしょうか。	現図書館における令和元年度末時点での視聴覚資料は、約8,300点あります。視聴覚コーナーについて、何タイトル以上等のタイトル数条件については、現図書館と同程度又はそれ以上とします。
○		100	要求水準書 (案)	29	5	第2	1	(3)	イ	①	6	事務室は「エントランスホールに近接する」とありますが、事務室をバックヤードと考えれば必ずしもその必要はないと考えますが、これは必須事項でしょうか。	事務室の「他室との関係」について、「エントランスホールに近接すること」を削除するよう要求水準書を修正します。
○		101	要求水準書 (案)	31~ 34		第2	1	(3)	イ	①		「(仮称)真岡市複合交流拠点施設整備運営事業要求水準書(案)」P31~34の表中の収納可能冊数は下記の通り(合計22.5万冊)ですが、「真岡市新庁舎周辺整備基本計画」P30において想定する蔵書数は18.8万冊とございます。 ・一般開架：15.6万冊 ・子ども図書室：3.7万冊 ・閉架書架：3.2万冊 どちらが正となるかご教示ください。	合計18.8万冊が正しい記載です。内訳は、一般開架(11.9万冊)、子ども図書室(3.7万冊)、閉架書架(3.2万冊)です。
○		102	要求水準書 (案)	31	15	第2	1	(3)	イ	①	9	「ボランティア室」設備の要件に「各OA機器の同時利用に対応できる電気容量」とあります。最大30名がノートPCを同時利用し、プロジェクター1台、複合印刷機2台程度の利用を想定しますが、その他にも想定されている機器があれば教えてください。	ご理解のとおりです。その他想定している機器はありません。
○		103	要求水準書 (案)	32	4	第2	1	(3)	イ	①	10	図鑑・学習参考書等大型図書について、何冊以上等の冊数条件はありますでしょうか。	現図書館における令和元年度末時点での図鑑・学習参考書等大型図書は、約1,800冊あります。図鑑・学習参考書等大型図書の冊数条件については、現図書館と同程度又はそれ以上とします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答	
○		104	要求水準書 (案)	32	5	第2	1	(3)	イ	①	10	大型絵本について、何冊以上等の冊数条件はありますでしょうか。	現図書館における令和元年度末時点での大型絵本は、128冊あります。 大型絵本の冊数条件については、現図書館と同程度又はそれ以上とします。
○		105	要求水準書 (案)	32	6	第2	1	(3)	イ	①	10	紙芝居について、何冊以上等の冊数条件はありますでしょうか。	現図書館における令和元年度末時点での紙芝居は、1,119冊あります。 紙芝居の冊数条件については、現図書館と同程度又はそれ以上とします。
○		106	要求水準書 (案)	33	19	第2	1	(3)	イ	①	11	子どもおはなし室で開催される読み聞かせなどについて、想定されている参加人数はありますでしょうか。(観覧スペース、下駄箱収容数)	子どもおはなし室で開催される読み聞かせは、20人程度を想定しています。
○		107	要求水準書	35	34	第2	1	(3)	②	②-1		子育て支援センターの「他室との関係」欄の記載について、「子ども図書室及び子ども広場(屋内型・屋外型)と同一階に配置すること。」「子ども図書室及び子ども広場に近接すること。」とあります。「子ども図書室及び子ども広場(屋内型・屋外型)と同一階に配置すること。」を削除していただき、「子ども図書室及び子ども広場に近接すること。」のみで、配置を検討させていただけますでしょうか。また、近接の意味も階段などの動線を配した上下階に配置するという理解でもよろしいでしょうか。	子育て支援センターについては、気軽に相談できる環境を整え、日常の子育て相談のほか、遊びの中でも相談や支援につなげていくことが必要であることから、子ども図書室及び子ども広場(屋内型・屋外型)と同一階に配置するものとします。 ただし、子育て支援センターの相談室、事務室については、子ども図書室及び子ども広場(屋内型・屋外型)と同一階に配置することを想定していますが、機能の連携が図れるようにそのフロアの上下階での近接配置を可とします。 また、ことばの教室についても、基本的に個室での訓練となることから、子ども図書室及び子ども広場(屋内型・屋外型)と連携が図れるようにそのフロアの上下階での近接配置を可とします。
○		108	要求水準書 (案)	38	29	第2	1	(3)	イ	②	7	「②-6：子ども広場(屋内型・屋外型)」の設備要件にて「コンセントを14箇所以上設置」とあります。屋内の14箇所を示すと考えますが、屋外の必要箇所数があれば教えてください。	屋外については、メンテナンスに応じた設置箇所数を提案してください。
○		109	要求水準書 (案)	40	10	第2	1	(3)	イ	③	1	地域交流センターは、最大3箇所の分散配置可能とございますが、1室ではなく3室でもよいということでしょうか。3室(又は2室)にする場合は合計で440㎡を確保すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目						意見・質問内容	回答
○		110	要求水準書 (案)	40	34	第2	1	(3)	イ	③	1	「地域交流センター」設備の要件に「各OA機器の同時利用に対応できる電気容量」とあります。合計90名の利用者に対し50%のノートPC同時利用を想定することでよろしいですか。また、3か所分散配置可、1室は2分割という条件から、最大で4室利用が可能と考えます。室毎にプロジェクター1台、複合印刷機1台の利用を想定しますが、その他にも想定されている機器があれば教えてください。	ご理解のとおりです。その他想定している機器はありません。
○		111	要求水準書 (案)	41	24	第2	1	(3)	イ	④	1	カフェ機能の什器備品等につき、「(特定事業者調達分)」との記載がございますが、独立採算のもと、特定事業者(運営企業)が費用負担し、所有する什器備品等を意味するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	112	要求水準書 (案)	43	21	第2	2	(3)				実施設計に運営事業者と連携をとりアイデアをとり入れることを必須条件として明記することを希望する	ご意見として承ります。
○		113	要求水準書 (案)	45	1	第2	2	(3)	イ			「実施設計図書リスト」電気設備の成果品に「エレベータ設備図」、機械設備の成果品に「昇降機図面」とあります。人荷用はエレベータと考え、小荷物専用(ダムウエーター)を設置する場合は昇降機と考えてよろしいですか。	人荷用エレベーターと小荷物専用(ダムウエーター)を使い分ける主旨ではありません。要求水準書を修正します。
	○	114	要求水準書 (案)	46	24	第2	4	(1)				「本施設の建設は、令和6年6月末までに竣工検査を済ませ、市に報告を行うこと。」との記載がございますが、本施設の引渡し日の記載がございません。引き渡し日は保険の付保手続きにおいて必須となりますので、明示いただきますようお願いいたします。	No.8をご参照ください。
	○	115	要求水準書 (案)	47	26	第2	4	(2)	ア			「特定事業者は、本施設建設の着実な履行に向け、適宜、建設工事保険等に加入すること。」との記載がございますが、保険料は高額となりますので、入札の公平性の観点から、要求水準において必須で付保する保険を明示いただき、必須以外の保険については特定事業者の提案によるものとするようお願いいたします。	詳細は募集要項等公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答
○		116	要求水準書 (案)	48	3	第2	4	(2)	ウ	特定事業者は、什器備品等の設置及び図書の搬入を行い竣工図書と合わせて市による竣工確認検査を受け、検査合格後に鍵の引き渡しを受けて建設業務完了の確認とされているが、什器備品や図書の搬入は開館準備期間となり、当該検査が実施される際には、維持管理・運営の開館準備として当該職員が業務を実施することとなりますが開館準備期間は設計・建設業務期間との認識でしょうか。	No. 10をご参照ください。
○		117	要求水準書 (案)	48	9	第2	5			特定事業者は、開館までの期間について、下記に示す必要な準備業務を行うことと記載があるが、記載内容が什器備品の調達、設置・図書の調達、搬入となっており、維持管理・運営の準備業務が含まれておりません。維持管理・運営業務にて開業準備期間中に発生する費用は、設計・建設の費用に含むこととなりますでしょうか。	No. 10をご参照ください。
○		118	要求水準書 (案)	48	23	第2	5			開館準備業務に、他運営事業者の準備業務が明記されていないので、明記を希望する。配架計画の作成・整理作業、備品消耗品費、人員採用・育成等。既存の図書館の指定管理業務を前倒しで引き継ぐ場合は、その期間等を明記いただくことを希望する	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		119	要求水準書 (案)	49	27	第2	6			監理技術者及び各主任技術者を配置することと記載がございますが、現場代理人、監理技術者の資格要件は建築施工管理技士等の資格程度を希望いたします。	「建設工事における技術者等の配置基準」（市の独自基準）のとおりとします。 ホームページ： <a href="https://www.city.moka.lg.jp/toppage/shigoto_sangyo_nyusatsu/8/2/4370.html">https://www.city.moka.lg.jp/toppage/shigoto_sangyo_nyusatsu/8/2/4370.html</a>
○		120	要求水準書 (案)	50	3	第3	1	(1)		総括管理業務の基本事項（1）基本的な考え方に、総括責任者を配置し、と記載がございますが、第5運営業務に係る要求水準の1の（4）のような常勤で配置するといった記載がないため、常勤の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	総括責任者を単独で配置する場合も常勤とします。
○		121	要求水準書 (案)	50	5	第3	1	(1)		総括管理業務の執行において総括責任者を配置し、とありますが、総括責任者は本施設に駐在する必要はありますでしょうか。	No. 120をご参照ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答
○		122	要求水準書 (案)	50		第3	1	(4)		総括責任者の要件、表14 本施設と同種・同規模程度の管理実績を有しとあるが、同規模程度の管理実績に要件を変更していただきたい。	詳細は募集要項等公表時に示します。
	○	123	要求水準書 (案)	51	29	第3	1	(7)		「特定事業者が負担者となる第三者賠償に備え、あらかじめ損害保険に加入する等、必要な措置を講じること。」との記載がございますが、保険料は高額となりますので、入札の公平性の観点から、要求水準において必須で付保する保険を明示いただき、必須以外の保険については特定事業者の提案によるものとするようお願いいたします。	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		124	要求水準書 (案)	52	10	第3	1	(8)		事業計画の開館・供用開始準備関係書類のうち「②本施設の利用案内(案)、使用規則(案)」は、実施方針の4頁の13行目に記載の「本施設に関する使用規則(案)」と同一との認識で宜しいでしょうか。その場合、開館12ヶ月前の令和5年9月30日までに使用規則(案)を提出し、その後、内容を協議のうえ、最終版の使用規則(案)を令和6年8月31日までに提出するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.7も併せてご確認ください。
○		125	要求水準書 (案)	53	1	第3	2			供用開始準備業務のうち、図書館部分について、既存の什器・備品・資料の移転・配架計画策定等の業務分担は、市・特定事業者のいずれでしょうか？	真岡市立図書館から移転する什器・備品はありません。 資料の移転については、市から別途発注します。 配架計画策定については特定事業者の業務に含まれます。
○		126	要求水準書 (案)	53		第3	2	(1)		PRするためのグッズ等を作成する事ができるとあるが、市で想定している又は作成を望んでいるグッズはあるか。	現時点で想定している又は望んでいるグッズはありません。
○		127	要求水準書 (案)	54	8	第3	3	(3)		ホームページがありますが、館内でのデジタルサイネージの必要性はありますでしょうか。	館内でのデジタルサイネージは必須ではありません。提案によるものとします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目			意見・質問内容	回答
○		128	要求水準書 (案)	53	15	第3	2	(3)	インターネットの稼働は開館準備期間令和6年7月～ でよろしいか。	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		129	要求水準書 (案)	53	20	第3	2	(4)	開館式典の記載がありますが、事前の内覧会の必要 性はありますでしょうか。	開館前の内覧会は必須ではありません。提案による ものとします。
○		130	要求水準書 (案)	55	19	第3	4	(1) ア	総括管理業務のその他管理業務に消防点検を年1回 実施と記載があるが、この点検は法定点検として実 施する消防設備点検とは別途で総括管理者が実施す るという趣旨でしょうか。	消防点検は法定点検としての年1回の消防設備点検 を想定しています。 なお、真岡市内の現図書館においては、例年5月に 総合点検、11月に機器点検をあわせて年1回の消防 設備点検として実施しています。
○		131	要求水準書 (案)	57	16	第4	1	(2)	維持管理実施期間には開館準備期間は含まれないと いう認識でよろしいでしょうか。その場合、開館準 備期間中に発生した、維持管理・運営の費用は設 計・建設費へ含めるのか、維持管理・運営費に含め るのかご教示願います。	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		132	要求水準書 (案)	57	26	第4	1	(4)	維持管理業務を担当する者の本施設での常駐は必ず しも求められるものではなく、事業者の提案に委ね られているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		133	要求水準書 (案)	58	1	第4	1	(6)	新庁舎東側駐車場と複合交流拠点専用駐車場の維持 管理は事業対象ですが、当該駐車場の設計・建設は 事業対象外となりますため、交換が必要な消耗品等 (管球等)の個数不明です。新庁舎東側駐車場は特 定事業者の管理範囲外との認識でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
○		134	要求水準書 (案)	58	5	第4	1	(7)	事業期間中の光熱水費の記載が維持管理業務内容に 記載がありますが、運営業務に係る光熱水費もすべ て市による別途負担でしょうか、その場合、カフェ 等も含まれるのでしょうか	詳細は募集要項等公表時に示します。 No.5を参照ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目			意見・質問内容	回答
○		135	要求水準書 (案)	58	25	第4	2	(3)	駐車場で事故等が発生した場合の対応に関し、事業者の設計・建築の範囲外である駐車場で、各種対応を実施するための監視カメラ等の設置はされるのでしょうか、また、その映像記録を交流拠点で管理することとなるのでしょうか	現時点で監視カメラ等の設置予定はありません。
○		136	要求水準書 (案)	60	22	第4	5	(2)	定期清掃について、実施回数や日数についてご教示願います。	事業者の提案によるものとします。  なお、参考として、現状の真岡市立図書館は、以下のとおり実施しています。 日常清掃259日（月曜日及び年末年始を除く毎日）、床清掃（年2回）、陶器タイル清掃（年1回）、ガラス清掃（年1回）、換気扇清掃（年1回）、フィルター清掃（年1回）、床剥離洗浄（4年1回）
○		137	要求水準書 (案)	60	1	第4	4	(1)	当該施設に要求される什器・備品リストの開示を願います。	要求水準書の「(3) 諸室の整備水準」(P21～P41)の「什器備品等」に記載のとおりです。
○		138	要求水準書 (案)	61	1	第4	5	(5)	廃棄物処理業者への委託費がサービス対価に含まれるため、現状の図書館と子育て支援施設の過去3年間の廃棄量をご開示願います。	既存施設の主な廃棄物は以下のとおりです。 ・真岡市立図書館 一般可燃ごみ：1日あたり、45L×1袋（毎日回収） その他：蛍光灯（年間平均200本） 汚破損資料（年間平均1,000冊）等 ・第一子育て支援センター 一般可燃ごみ：40L×2袋（週2日回収） なお、第一子育て支援センターでは、可燃500kg、缶ビン等150kg、新聞段ボール等200kgの範囲内で、廃棄物運搬収集契約をしています。
○		139	要求水準書 (案)	61		第4	6	(2)	警備は機械警備を想定しているようですが、常駐警備は特定事業者側の提案となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目			意見・質問内容	回答
	○	140	要求水準書 (案)	63	27	第5	1	(4)	運営スタッフに求める専門性の箇所、「子育て支援員研修(地域子育て拠点事業)の講習を受講する者」とあるが、子育て支援員研修の特定の研修があるのか、あるのであればその研修名と実施内容についての詳細の明記を希望する	栃木県保健福祉部子ども政策課実施の子育て支援員研修の地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業を受講した者とします。  ※ホームページ： <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kosodatehoiku/shienin/2020kosodatesienin.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kosodatehoiku/shienin/2020kosodatesienin.html</a>
	○	141	要求水準書 (案)	63	25	第5	1	(4)	運営スタッフに求める専門性の子育て支援機能の箇所、3つの条件があるが、こちらの条件を緩和いただくか、開館までに完了するような条件を希望する	条件の緩和は行いませんが、開館までに条件を満たすようにしてください。
	○	142	要求水準書 (案)	63	30	第5	1	(4)	「以下の責任者及び担当者は、常勤で配置するものとする」とあるが、常勤というのは、本施設の組織内に属しているという理解でよいか？常に施設にいるべきという意味の常勤ではないという理解でよいか？責任者または担当者どちらか1名配置するという条件に変更することは可能か？	常勤とは常に当該施設にいるという意味で、責任者と担当者がどちらも常勤することを想定しています。
	○	143	要求水準書 (案)	66	10	第5	2	(3) エ	図書館システムはリースとすることは可能でしょうか	図書館システムをリースとすることは可能です。詳細は募集要項等公表時に示します。
	○	144	要求水準書 (案)	66	10	第5	2	(3) エ	図書館システムの更新を図書館の開館日から5年経過時点に行うものとするかとされているが、更新は15年間で1回の更新なのか、5年ごとの更新という意味かご教示願います。	5年ごとの更新を想定しています。詳細は募集要項等公表時に示します。
	○	145	要求水準書 (案)	66	10	第5	2	(3) エ	図書館システムに関して、各館とのネットワークについては、既存ネットワークを活用し、イニシャル・ランニングとも、事業者負担は生じないとの理解でよろしいでしょうか？	詳細は募集要項等公表時に示します。
	○	146	要求水準書 (案)	66	19	第5	3	(1)	ファミリーサポートセンターの記載がありますが、特定事業者が運営を行うという認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答	
	○	147	要求水準書 (案)	66	21	第5	3	(1)			ファミリー・サポート・センター業務とあるが、こちらの具体的な業務の明記を希望する。 (既存のファミリー・サポート・センター業務をそのまま引き継ぐのか、別業務を期待されているのか)	実施方針公表時の添付資料8「ファミリー・サポート・センターの業務内容」に記載された内容をご確認ください。
	○	148	要求水準書 (案)	67	21	第5	3	(4)			「ア利用時間（クール制）、イ利用料金、ウ定員、エ利用者の制限」は必須事項か。利用者数、利用者ニーズによって決まるので、可変性のある文言の追記を希望する。	「ア利用時間（クール制）、イ利用料金、ウ定員、エ利用者の制限」は、必須事項です。
	○	149	要求水準書 (案)	68	3	第5	4				地域交流機能運營業務については、本施設の核となる機能だと理解している。ここでは運営方針などで目指すべき方向性を運営事業者に示すことを希望する。「市民活動を通して、地域間の人のつながりや関係性の醸成をサポートする」などの文言が記載されていると運営事業者の創意工夫が活かされることが期待される。	ご意見として承ります。
	○	150	要求水準書 (案)	69	10	第5	6				周辺地域の状況から、カフェに限定するのではなく、軽食ができる飲食店にも需要が見込まれることから、飲食機能と幅広く可能性を残した要求水準にさせていただくことを希望する。	ご意見として承ります。
	○	151	要求水準書 (案)	69	10	第5	6	(1)			カフェ機能運營業務に関し、維持管理・運營業務を独立採算で実施することは、行政財産使用料等を鑑みて困難な状況です。独立採算に関しては再考いただくか、カフェ事業に関する施設使用料は提案とさせていただきますようご検討願います。	詳細は募集要項等公表時に示します。
	○	152	要求水準書 (案)	69	11	第5	6	(1)			カフェ機能は事業開始後、利用状況によっては撤退も考えられますが、機能提供ができなくなった場合ペナルティが生じるでしょうか。生じる場合はどのようなペナルティを想定されているでしょうか。	詳細は募集要項等公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答
○		153	要求水準書 (案)	69	11	第5	6	(1)		事業期間中にカフェ機能の提供形態見直しは可能でしょうか。	詳細は募集要項等公表時に示します。
	○	154	要求水準書 (案)	69	20	第5	6	(2)		「カフェの建築及び建築設備の整備についてはサービス対価の対象とし、内装の整備、什器備品・調理機器等の調達及び維持管理・運営を独立採算とした収益事業とする」とあるが、民間の継続的な事業収支を鑑みて、事業者固有のサイン・器具などを除いて、什器・備品・調理器具などを市の財産とし、市の投資対象としていただくことを希望する。	ご意見として承ります。
	○	155	要求水準書 (案)	69	20	第5	6	(2)		カフェ事業者は、外部事業者への委託や、共同体による実施も可能とするという文言の追記を希望する。	ご意見として承ります。
	○	156	要求水準書 (案)	69	24	第5	6	(2)		「特定事業者は、収益事業の実施にあたっては、地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する行政財産の貸付により行い、本施設の使用料を市に支払うこととする」とあるが、本施設の商業機能は、公共機能を高めるためのものであるため、リスクを縮小するために、貸付範囲に関しては、市と事業者の協議の上、リスク負担の少ない範囲での貸付範囲となるような条件の明記を希望する。もしくは貸付の金額を減免していただく条件を明記いただくことを希望する。	No. 151をご参照ください。
○		157	要求水準書 (案)	69	24	第5	6	(2)		カフェ機能運營業務について、運営期間中にカフェ事業者が撤退し、使用料の支払いが出来なくなった場合、違約金は発生するのでしょうか。また、図書館・子育て支援業務の指定管理協定に影響（クロスデフォルト等）を及ぼすでしょうか。	現段階では、カフェ機能運營業務について、運営期間中にカフェ事業者が撤退した場合であっても、指定管理協定が直ちに指定の取消になると整理する予定はございません。詳細は募集要項公表時に示します。
○		158	要求水準書 (案)	69	24	第5	6.	(2)		カフェ機能運營業務に関する使用料は、「真岡市行政財産使用料条例」に記載の算定方法に基づき計算される理解で宜しいでしょうか。その場合の評価額（時価）と使用料の対象となる面積をご教示願います。	ご理解のとおり、真岡市行政財産使用料条例に基づき計算いたします。評価額と面積につきましては、募集要項等公表時に示します。



質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答
○		159	要求水準書 (案)	69	27	第5	6	(3)		カフェ機能運営業務の業務内容に記載があるデリバリー販売についてどのようなイメージでしょうか。ご教示いただけますでしょうか。	カフェ機能運営業務の業務内容として、館内での飲食提供のほか、建物の外でも飲食できる敷地内での販売、テイクアウト等を想定しています。新庁舎や複合交流拠点施設周辺へのランチのデリバリーについては、提案によるものは可としますが、デリバリー販売の記載は要求水準書を修正いたします。
	○	160	要求水準書 (案)	70	1	第5	6	(4)		15年の内、場合によっては中途解約できるような条件の追記を希望する。	詳細は募集要項等公表時に示します。
○		161	整備基本計画	10	5	3	4			既存第一子育て支援センターの園庭に設置の複合遊具の利用方針は定められていますか。	利用方針は定めていませんが、子どもの発達発育を促す遊具として利用しています。また、現在の遊具について複合交流拠点施設への移設は予定しておりません。
○		162	その他							設計や監理段階において、主に環境配慮や省エネの視点で、学識経験者との客観的な性能評価等に向けた連携（設計協力者等の立場として）を図り、学会等への論文など対外的な発表対象にすることは可能ですか。また、施設供用開始後の各種エネルギー消費量等の情報提供は可能ですか。	学会等への論文など対外的な発表対象にすることは、問題ありません。また、施設供用開始後の各種エネルギー消費量等の情報提供は可能と考えます。
○		163	その他							再生可能エネルギーの利用提案のひとつとして、井水利用を検討するため、計画敷地に既存井戸があれば、位置や利用目的など現状を教えてください。	既存建物で井水を利用しておりましたが、解体工事に伴い撤去し、計画敷地を更地で提供します。
○		164	その他							図書館要覧があればご提供お願いします。ない場合、現在の運営体制及び過去3年間の利用実績をご教示いただけますでしょうか	利用実績については、真岡市新庁舎周辺整備基本計画及び図書館要覧である別紙1-1、-2、-3の真岡市の図書館をご参照ください。 なお、真岡市立図書館の運営体制としては、図書館長含め12名のスタッフで運営しています。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項	目	意見・質問内容	回答																				
○		165	その他					子育て支援センターの現在の運営体制及び過去3年間の利用実績をご教示いただけますでしょうか	<p>子育て支援センターの運営体制については第一及び第二併せて、12名で運営しています。(所長・正職員・会計年度任用職員を含む)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一子育て支援センター</td> <td>16,872人</td> </tr> <tr> <td>第二子育て支援センター</td> <td>7,988人</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30年度以前については真岡市新庁舎周辺整備基本計画に記載しています。</p>		令和元年度	第一子育て支援センター	16,872人	第二子育て支援センター	7,988人														
	令和元年度																												
第一子育て支援センター	16,872人																												
第二子育て支援センター	7,988人																												
○		166	その他					ファミリーサポートセンターの提供会員、利用会員、両方会員数及び過去3年間の利用実績をご教示いただけますでしょうか	<p>過去3年間の実績は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提供会員</td> <td>50人</td> <td>48人</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>依頼会員</td> <td>279人</td> <td>306人</td> <td>321人</td> </tr> <tr> <td>両方会員</td> <td>6人</td> <td>6人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>活動実績</td> <td>472件</td> <td>507件</td> <td>250件</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	令和元年度	提供会員	50人	48人	42人	依頼会員	279人	306人	321人	両方会員	6人	6人	7人	活動実績	472件	507件	250件
	平成29年度	平成30年度	令和元年度																										
提供会員	50人	48人	42人																										
依頼会員	279人	306人	321人																										
両方会員	6人	6人	7人																										
活動実績	472件	507件	250件																										
○		167						サイン等、ユニバーサルデザインについて新庁舎との共通化は必要でしょうか。	提案によるものとします。																				
	○	168						新庁舎施工中の近隣との申し合わせ事項等、特殊な施工条件があれば開示して頂きたい。	詳細は募集要項等公表時に示します。																				
	○	169						新庁舎の図面一式及び旧庁舎解体後の土地利用計画図を提供願います。	<p>新庁舎の図面一式の資料は、新庁舎建設の実施設計と添付資料2新庁舎のご案内をご参照ください。なお、新庁舎建設の実施設計に記載の平面図及び立面図の資料を必要とする場合は、資料1の<u>配布資料申請書</u>を提出してください。申請後、資料を提供いたします。</p> <p>また、旧庁舎解体後の土地利用計画図を新庁舎建設の実施設計に記載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>ホームページ（新庁舎建設の実施設計）  <a href="https://www.city.moka.lg.jp/toppage/shisei/12/keikaku/6942.html">https://www.city.moka.lg.jp/toppage/shisei/12/keikaku/6942.html</a></p>																				